

改正案	現行
<p>(条例別表第二の規則で定める事務)</p>	<p>(条例別表第二の規則で定める事務)</p>
<p>第十二条 (略)</p>	<p>第十二条 (略)</p>
<p>2 ～ 10 (略)</p>	<p>2 ～ 10 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>11 条例別表第二第八号の規則で定める手帳は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条第二項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対しその程度等を記するものとして知事が交付する手帳(以下「療育手帳」という。)とする。</p>
<p>(削る)</p>	<p>12 条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>
	<p>一 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
	<p>二 療育手帳の返還</p>
	<p>三 療育手帳交付台帳の整備</p>
	<p>四 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更若しくは療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p>
	<p>五 療育手帳の再交付</p>
<p>11 条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>	<p>13 条例別表第二第九号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一 ～ 九 (略)</p>	<p>一 ～ 九 (略)</p>
<p>12 条例別表第二第九号の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年福岡県規則第三号)第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>14 条例別表第二第一〇号の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年福岡県規則第三号)第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
<p>13 条例別表第二第一〇号の規則で定める給付金は、国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)の設置する高等学校等の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金(以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。)とする。</p>	<p>15 条例別表第二第一一号の規則で定める給付金は、国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)の設置する高等学校等の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金(以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。)とする。</p>
<p>14 条例別表第二第一〇号の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>16 条例別表第二第一一号の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>